

企業年金連合会中部地方協議会
会長 トヨタ自動車企業年金基金

パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）

この度のパブリックコメントに対し、企業年金連合会中部地方協議会・全トヨタ企業年金連絡会の意見を、以下の通り提出いたします。

記

（企業年金連合会中部地方協議会会員基金 厚年：9、DB：7）

意	見
<p>■厚生年金基金 A （愛知県）</p> <p>先ず思いましたのは、今回のパブコメで「期ズレ」が復活です。当基金では2年前、「期ズレの解消」で、加入事業所に基金の『資産運用』が厚生年金本体との比較になり、財政状況を極めて解りやすく説明できるようになりました。それが、今回元に戻されるのでは、どうすればいいかということになります。</p>	
<p>■厚生年金基金 B （愛知県）</p> <p>今回の財政運営基準等の見直し案は、総合厚生年金基金に対し、大変厳しい内容である。掛金引き上げ猶予、下方回廊方式の恒久化、代行給付相当額算出の調整率の適正化等見直しをぜひ実行していただきたい。</p> <p>また、今回の見直し案では、特に指定基金の要件等に大きく疑問を感じる。指定基金に指定された場合の「健全化計画」において、最低責任準備金付利率および年金資産の運用利回りの基準が厳格化される。基金の年金資産の見直しに用いる利率も、厚生年金本体と同じように基金にも基金の予定利率を用いることができ現行の基準を継続していただきたい。</p>	
<p>■厚生年金基金 C （愛知県）</p> <p>7月14日「企業年金にかかる財政運営基準等の見直し」に関するパブリックコメントが出され、総合基金の財政運営にかかわるものとしては非常に困惑をしているところです。特に非継続基準の見直しは、抵触するとすぐに掛け金の引き上げにつながり、また年度ごとに掛け金の変動が発生し、事業所にとって大きな負担を強いることとなります。</p> <p>こうした掛け金の変動は、事業所とすれば、基金制度に対する不信感につながり、掛け金を引上げずより、解散したほうがいいという声になりかねません。また、期ズレの復活は毎年、過去の運用の影響をまともに受けることになり今年、運用がよくても来年、運用がプラスであっても、少しでも今年を下回れば、不足金が発生する状況となり財政基準に抵触します。</p> <p>次のことをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非継続基準の見直しは少なくとも日本の経済状況が回復するまでは行わないこと。 ・期ズレは現在のままとすること。 	

■厚生年金基金 D (愛知県)

どうしても、財政緊急措置の延長の方へお願いすることになりますが、その点については、考えがないことは残念です。なかなかご理解をいただけないことですね。

■厚生年金基金 E (静岡県)

1. 最低積立基準額について、最低保全給付の算出方法は「加算型基金」と「代行型基金」で計算方法が異なりますが、検討の余地があるのではないのでしょうか。

〔例〕最低保全給付の比較・・・規約に基づく年金額が同額(100万円)の場合

(20歳加入、加入期間30年、据置乗率5.5%、標準的な退職年齢60歳)

「代行型」の最低保全給付・・・100万円

「加算型」の最低保全給付・・・100万円÷1.708≒58.5万円

(1.708≒ $(1+0.055)^{10}$)

※例によれば50歳時点での最低保全給付額は2倍近い差が生じており、据置期間が長くなれば更に差が広がることになります。

例のように、「加算型基金」と「代行型基金」の最低積立基準額の算出の方法の差により、「代行型基金」は財政上、相対的に厳しい検証結果となっていることについて見直しの検討をお願いしたい。

また、定年延長や再雇用等が一般化するなか、標準的な退職年齢の上限である62歳についても見直すべき余地があるのではないのでしょうか。

※平成22年度末最低積立基準額・積立率速報値(厚生年金基金)

加算型 76.4%(174基金)、代行型 59.1%(38基金)、合計 73.4%(212基金)

厳しい検証結果は、積立率に表れています。代行型が手を抜いた財政運営、資産運用を行っていたわけではありません。同様の計算式を使った評価をお願いしたい。

2. 最低責任準備金の代行給付相当額算出時に使用する「0.875」を見直し、個別基金毎の率によることとしていただきたい。

基金の責任に起因しない不足金発生要因は極力排除すべきではないのでしょうか。

※最低責任準備金の計算において、代行給付相当額は一律に代行給付額の0.875倍としているため、実態としてそれ程支給停止されていない受給者が多い基金については、毎年決算時に不足金の発生要因になっている。逆に支給停止が多い基金は不足金を相殺していることになる。

これは、基金の責任に起因しない不足金の発生要因であり、個別基金毎に、支給停止の実績の基づく率により計算できるようにしていただきたい。

0.875は12.5%の支給停止が見込まれていると理解していますが、当基金の場合、受給者ベースで4.7%、年金額ベースで5.5%が支給停止率となります。

12.5%との差額は7%前後ですが、どの程度不足金を押し上げているかは不明です。

意 見

■厚生年金基金 F (静岡県)

非継続基準における回復計画を用いた掛金拠出については、廃止ではなく回復計画策定の前提条件や回復計画の期間を見直す等、激変緩和措置をお願いしたい。

■厚生年金基金 G (岐阜県)

大変厳しい内容ですが、国は、何を意図してこのような改正を行おうとしているのか。全国の厚生年金基金に解散しろといわんばかりの内容です。

特に、2.財政の健全化の観点から改正する事項、(3)非継続基準の見直しで、90%を100%にするということですが、①「純資産額÷最低責任準備金」の基準については、致し方ないが、②「純資産額÷最低積立基準額」については、廃止をしていただくよう強く要求します。国としては、①だけで結構ではありませんか。

■厚生年金基金 H (三重県)

1. 今回の財政運営基準等見直し案には、百年に一度といわれる、世界的な金融危機・経済危機と言われる環境下での、現行の厚生年金基金の財政状況について考慮がされておらず、受け入れがたい内容となっている。

2. 全国の厚生年金基金及び基金の総幹事である信託・生保等から出されていた要望事項が反映されていないことから、根本的にこれら要望を取り入れた内容への見直しを求めたい。

3. 現在とられている措置で、免除保険料を決定する上で算定する、過去期間代行給付現価が最低責任準備金を上回る場合の、高い方を選択する経過措置を延長して頂きたい。

また、母体企業の影響下における加入員の減少と、基金成熟化に伴う給付額の増加とで、資産規模減少が著しい基金にとっては、健全な投資機会が損なわれて、財政の悪化をきたしていることから、現行の厚生年金保険料率が、160.58%であることに鑑みても、基金免除保険料率の水準は低すぎると思われることから、基金最低責任準備金が過去期間代行給付現価に照らして、一定の水準に達するまでのような、基金免除保険料を引き上げる何らかの特別措置を取り入れられたい。

■厚生年金基金Ⅰ（石川県）

今回の制度見直し案のポイントとなるのは、「財務諸表の明瞭化」と「財政検証の厳格化」の2点と思考いたしております。

まず、財務諸表の簡素化・明瞭化についてですが、財務諸表より数理的評価等の調整科目を廃止することにより基金の資産と債務状態の把握がしやすくなり、財務状況が簡潔にかつ適切に判断することが可能となる点は評価できますが、別の視点から勘案すると代行部分と加算部分が財務諸表から見えなくなる点だけにおいて、掛金分離の観点からは現行基準を支持いたします。

次に、財政検証の厳格化についてですが、いくつかの疑問を感じています。財政検証の厳格化が方策として正しいことは十分に理解できます。また、財政検証の厳格化が達成されることは母体企業にとっては経営上のリスク削減となり、加入員や年金受給者の年金受給権保護の観点からも大切な要件であることは議論の余地がありません。

しかし、経済成長が著しく低い状況下で長期間続くデフレの影響より制度を支える母体業界・母体企業の収益力は毎年低下し財務状況は甚だしく疲弊・悪化しています。

参考

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
名目 GDP	1.5%	1.0%	-4.6%	-3.7%	0.4%

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
CPI ※1	-0.4%	-0.3%	0.0%	-0.7%	-1.2%
実質 CPI※2	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.8%	-2.3%

※1 CPI は食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合指数

※2 実質 CPI は上方バイアス分（年率 1.1%）を調整してあります

以上のような経済状況下において母体企業に掛金の負担増加を求めることが可能であるかを勘案するに「否」であることは明らかです。

母体企業に掛金の負担増加を求めるのは、経済環境や時期の妥当性を勘案することが大切であると思っております。

されど、今般の制度改革にともなう財政検証の厳格化が実現された場合、多くの基金に掛金の負担増加が求められ、母体企業によっては基金制度の存在が「経営上のリスク」との考えを基に解散(脱退を含む)を選択する理由となるものです。

また、今回の制度改革により今後の基金の資産運用に目を向けると、毎年の掛金負担増加を回避する観点から、基金の財政状況によっては単年度ごとに大幅な運用収益の確保が求められ、資産運用方針は投資の基本である長期運用から短期の投機的運用へ進まざるを得なくなるものです。このことは、ともすると大幅な不足金を発生させる危険性を増大させ、基金の安定的な運営の阻害要因となるものです。

ちなみに、足元の積立不足はマーケットの回復により解消を期待することは十分に可能であると思っております。

（次ページへ続く）

(前ページより)

以上より今般の制度改革を制度の存続を前提とし次の4点の見直しを強く要望いたします。

- 非継続基準の財政検証における回復計画の廃止
- 非継続基準の見直し———経過措置(90%)の見直し
- 指定基金の指定要件等の見直し
- 下方回廊方式の廃止———存続を希望します。

最後に、現在、企業年金制度を継続している企業は「従業員の老後を少しでも豊かに」の強い思いを持っております。

また、年金受給者にとっては公的年金の支給額が減っていく反面で介護保険料や健康保険料の負担増加により可処分所得が減少し更に今後は消費税の大幅増税も予想され否応なしに生活水準を落とさなければならないのが現状です。

更に、大部分の加入員にとっては基金の年金は老後の生活資金として公的年金を補完する位置づけの意識が強く、基金の解散や制度の廃止は公的年金制度に対する不安感を更に助長させるものです。

制度の改革には時期の妥当性と基金制度の存続を熟考いただくことを要望いたします。

■企業年金基金 A （愛知県）

1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項について

基金業務の効率化に繋がる見直しであるため、改正に対して感謝申し上げたい。

特に、以下の点について評価したい。

- ・(2) は、特別掛金率の計算方法に柔軟性を持たせた対応が可能となる点。
- ・(10) は、事業報告書の記載項目が一部廃止されることで、業務の効率化・簡素化が図られる点。
- ・(12) は、企業形態の再編等の際に手続きの簡素化が図られる点。

なお、(2) については、一括償却など、より弾力化が可能であれば、なお幸いと思う。

2. 財政の健全化の観点から改正する事項について

- ・「財務諸表の簡素化・透明化」、「積立状況の的確な把握」については、これまで外部から見た基金の財政状況の把握が複雑であった部分が一目で判断できるようになる点は、評価できる。ただし、「特別掛金収入現価」及び「数理債務」はいずれも内部的に非常に意味のある数字であり、財務諸表に残しておく配慮をお願いしたい。
- ・「非継続基準の見直し」については、5 年の経過措置を設けて本則に戻すことは理解できるものの、現下のボラタイルな運用環境や東日本大震災を受けての経済状況を鑑みると、多くの厚年・DB の存続にも影響を与えかねないため、1 年は実行計画を延期していただきたい。また、回復計画については、廃止ではなく、予定利率を現実的なものにする（上限を設ける等、行政による基準の提示が望ましい）など、条件を改正して残していただきたい。
- ・財政検証に関連することとして、現在導入中の弾力化措置である「掛金引上げ猶予」については、平成 23 年 3 月末の財政状況及び現下の運用環境に鑑み 1 年延長し、平成 23 年度決算までの救済をお願いしたい。
- ・「下方回廊方式」が、平成 23 年度の財政検証までで終了することについては理解を示したい。但し、今後の経済状況次第では、当該措置の復活をお願いしたい。（例えば、財政再計算時以外の年次の財政検証に限るとするなど）

■企業年金基金 B (愛知県)

DB の観点からのコメントになりますが、全般的には受け入れられる内容と考えます。特に健全化の観点からの改正については賛成です。(総合型にとっては厳しい変更となるとは思いますが)

以下、数点につきコメントを記します。

- ・ 1 (7) : 「一定の上下限 (下限は零以上とする)」とありますが、これは年単位なのでしょうか、それとも複数年単位なのでしょうか? 1 年単位となると下限は現状と同じとなり、TOPIX などのインデックスを採用する意味がないように感じます。単年ではマイナスも認めるが、たとえば 5 年単位では 0 を加減とするなどの方法はできないでしょうか?
- ・ 1 (12) ⑥ : 給付に関して、実質的な変更を伴わない場合は届出でよいということですが、これをさらに拡大解釈して、「実質的に給付がマイナスにならない変更」であれば届出でもよいとすることはできないでしょうか?
- ・ 1 (12) : この項目には含まれていませんが、要望として事務費掛金、福祉掛金についての届出を不要としていただきたい。そもそも両掛金は母体との間で毎年合意して決めていくものであり、いわば企業の予算管理の範疇。従って、厚生局に届け出る類のものではないのでは? さらに付け加えれば、厚生局に対して代議員会議事録や説明資料も提出していますが、それも果たして本当に必要なのでしょうか? と疑問も持ってしまいます。DB なのですから、厚生局の関与はもっと限定的であってもよいのでは、と感じます。(少し言い過ぎた感あります)

■企業年金基金 C (愛知県)

今回は、「制度運営の効率化」と「財政の健全化」という趣旨での発表ということですが、当基金の運営自体には直ぐに影響があるというような項目は無さそうです。逆に、効率化というところも、さほどメリットは無さそうです。

ただ一般論として、「財政の健全化」については、もう少し企業年金の置かれた状況 (母体の経営状況、資産運用・マーケットなど) を考慮してもらいたいと思います。『健全化』の趣旨は、理解致します。

特に、最近の資産運用においては、非常にフレの大きな状況になっており、その都度厳格に健全化措置をとることが、長期運営が前提となっております年金制度に果たして必要なのか疑問です。当然、財政悪化や改善の目処がたたないような状況には、なんらかの対策が必要であることは、かわりないと思いますので、方法論・決め事の問題だと考えます。

■企業年金基金 D （愛知県）

「企業年金の制度運営の効率化」の観点から改正する事項は、緩和あるいは弾力化される内容であり、基金事務局にとって好ましい対応である。

一方、「企業年金の財政の健全化」の観点から改正する事項は、企業年金の中でも厚生年金基金の財政運営にとって（3）非継続基準の見直しや（4）指定基金の指定基金要件等の見直しは大変厳しい内容になっている。

特に厚生年金基金制度の維持・発展に逆行し、解散（したくてもできないが）を促しているかのような改正である。

いくら掛金引上げ、給付引き下げなどの財政健全化策を講じても、基金事務局として努力が及ばない新規加入員の確保などが難しいため、加入員対受給権者など構造的に成熟度が高くなっていく業種の総合型基金に対しては、むしろ公的資金を注入するなどの支援スキームが必要ではないか？

最後に不利益を被るのは、受給者であり加入員であることを忘れてはならない。

■企業年金基金 E （愛知県）

「1」については、特に異論ございません。

「2」については、2箇所指摘させていただきます。

（1）の2点目の件ですが、「特別掛金収入現価」は特別掛金の残額を把握する上で、また、「数理債務」は本来の基金の必要積立額を示す金額として、いずれも非常に意味のある数字であり、そのまま財務諸表に残すべきだと思います。

（3）の2点目の件ですが、回復計画はいきなり廃止するのではなく、回復計画の作成方法に一定の制約条件を課して、非現実的な計画立案を排除することから始めてもよいのではないのでしょうか。

■企業年金基金 F （愛知県）

パプコメの趣旨および、その影響として以下の点が焦点となると理解しております。

- ・今般の見直し案は、財政健全化、財政運営の厳格化（いわゆる原理原則論に戻す）を求める内容が多い。
- ・リーマンショック後の回復は道半ば、加えて東日本大震災の影響が未だ計り知れない現在の環境化では制度運営上厳しい対応に迫られる。

DB における影響は

いわゆる 21 年度（前回）の財政運営基準の見直しの柱である

- ① 掛金猶予（24 年 3 月適用掛金まで）
- ② 下方回廊方式の適用（24 年 3 月の変更計算（財決含む）まで）

は、DB ではほとんど活用されていないのが実態の様であり、もともと原理原則論にて、過去より財政検証が実施されていることから今回の見直し案に係わる影響度は少ないと判断されます。

しかしながら当基金の財政状況では

継続基準において、積立比率が（純資産／責任準備金）93%であることからボラタイルな環境下から今後更に運用環境が悪化した場合基準抵触も考えられます。

（現時点において非継続は問題ないかと思われます）

この場合不足金全てを掛金手当することになりますが、その際、業況悪化していた場合、全ての不足金を掛金手当することが厳しい見込みとすれば、下方回廊方式の適用により掛金負担の軽減が図れることとなります。

以上の観点から要望することは

DB サイドからすれば、掛金猶予措置の延長は事態から違和感（やりすぎの感）があることから、要望するとなれば、原理原則に沿って、財政運営をしていくわけですが、不測の事態に備え、下方回廊方式の適用（出来れば恒久化）は継続して欲しいということになろうかと思われます。

■企業年金基金 G （石川県）

「近年の激動する経済状況の中で、資産運用の環境は悪化。

当基金の財政状況も極めて厳しく、年金制度の見直しも検討せざるを得ない状況に追い込まれている。

継続性のある、安定した事業運営、健全な財政を考えると、緊急措置の見直しは当然必要であるが、今は有事と考える。

今の緊急事態を乗り越え、制度の継続が可能となる施策を執っていただきたい。

具体的には、Ⅱ.2.(3)「非継続基準の見直し」では、経過措置の廃止ではなく、基準の撤廃をお願いしたい。Ⅱ.1.(4)「一括拋出の緩和」は、DC 導入の検討に当たっては、合理的と考える。

意	見
<p>■厚生年金基金J (愛知県)</p> <p>▶全体的には、</p> <p>①従来複雑であったものをできるだけシンプルかつ分かりやすくしようという点</p> <p>②また、これまで選択の幅が広く、グレーゾーンの領域が多かったものをハッキリさせようとした点で概ね正論であると思うが、財政規律の強化、厳格化の面でいくつか気になる点があります。</p> <p>財政規律が厳格化されるので、基準に抵触するケースが多くなり、次のフォローの段階で何とか掛金引上げを免れるという例が頻発することが想定される。関所通過を狭くし、その後の厳密なフォロー検査の結果通門許可を出すという印象をもちます。</p> <p>③また、なぜ今の大変厳しい経済情勢下の時期に行うのかという印象を強く持ちます。少なくともあと1～2年の実行猶予が必要ではないかと思えます。</p> <p>▶具体的には、</p> <p>(1)「財務諸表の簡素化・透明化」、「積立状況の的確な把握」の面で、責任準備金の定義が、これまでの<u>期ズしなし</u>の最低責任準備金(継続基準)から<u>期ズしあり</u>の最低責任準備金に代わった点。</p> <p>昨年より厚生年金本体の利回りに合わせる「期ズしなし」に変えたにも拘わらず、「今回期ズしあり」に戻した点は理解しにくい。</p> <p>分かり易くしたつもりが、逆に分かりにくくしているのではないか。</p> <p>また、厳しい環境の時ほど厚生年金本体の利回りが相対的に高く出る枠組みになっているのではないか。その結果、継続基準抵触の可能性が高まるのではないかと推察します。</p> <p>(2)「非継続基準の見直し」について</p> <p>非継続基準の経過措置を5年間かけて本則に戻すこと、また非継続基準に抵触した際の対応として「積立比率に応じた特例掛け金を設定する方法」にのみにしたことにより、<u>特例掛金拠出が必要となるケースが増加するもの</u>と予測される。</p> <p>基金の財政運営は長期的な視点で実施されなければならないのにも拘わらず、非継続基準は短期的な結果に注意が行き過ぎてしまう。</p> <p>(3)その他として「給付減額の要件」について</p> <p>資産運用におけるボラティリティが増大している中、企業年金を持続可能な制度とすることが重要。</p> <p>基金財政が赤字の状態になってようやく給付減額が認められるという状況では健全な財政運営はできにくい。</p> <p>先行きが不安定な状況になりそうな時などに事前対応することが肝要。</p> <p><u>給付減額申請の認可基準の明確化</u>がより求められる。</p>	

■企業年金基金 H （愛知県）

- ・今回改正案の内容は、現行の企業年金制度が抱える諸問題について、全般的に課題整理がされ評価できる。

申請・届出等業務報告の簡素化では、前進が見られ、特に、長年疑問に感じていた財務諸表の貸借対照表上における数理債務と継続基準で使用する責任準備金の位置づけが改善されることは、財務諸表簡素化の観点で大きな前進と思います。

また、継続基準の財政検証で使用する数理上資産額が、純資産額基準に統一されますことは、全基金制度の積立状況の的確な把握から望ましいことと思います。

- ・ただ、財政計算（掛金の見直し）においては、依然 数理上資産を使用（資産評価調整額を考慮）することができるため、継続基準に抵触しても、数理上資産を使用することにより、掛金見直しは不要というケースが発生し、問題が残ることが懸念されます。
- ・今回の改正案は、企業年金制度全体の財政状況の改善策では前進ではありますが、反面、財政規律の強化・厳格化で、若干厚労省当局の性急な意図が懸念されます。

公的年金の補完・補足との重要な使命・責任を負う、我々全企業年金制度の長期安定経営の観点から、また、現下の基金における財政状況の傷み具合、実施事業所の財務状況等から、財政緊急措置の延長や、例えば、現行の許容繰越不足金（責任準備金×15%）水準の緩和（15%⇒20%）策の実施等を強く要望願います。

- ・なお、余談（我々DB 基金は関係なし）ですが、今回の改正内容で、厚生年金基金の財政再計算の見直し案に、財政再計算に伴う免除（代行）保険料率の見直しは行わないこととなっていますが、長年厚生年金基金を運営した者から見ると、大変ゆゆしき問題と思います。この案は、是非とも削除が望ましいと強く思います。

■企業年金基金 I

- ・財政緊急措置の延長はまだ必要ではないでしょうか？
なぜこの時期に見直しなのか、疑問が残るところです。
- ・そして、非継続基準の見直しということで、『健全化』に向けて厳しく財政規律を求められる方向にあると受け止めますが、基金として取りうる予防策・対応策として、厚年のときのように母体企業との相談の上ですが、『特例掛金』などの緊急一括救済措置など選択肢は設定されないのでしょうか？

以上